

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成25年2月8日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

| | | | |
|-----|--------|------|-------|
| 委員長 | 三浦進吾君 | 副委員長 | 小澤重則君 |
| | 山本今朝雄君 | | 長谷部集君 |
| | 池神哲子君 | | 保坂芳子君 |
| | 樋泉明広君 | | |

欠席委員（なし）

傍聴議員（4名）

| | | | |
|----|-------|--|-------|
| 議長 | 河野勝彦君 | | 清水正二君 |
| | 内藤久歳君 | | 名取國士君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|--------|----------|-------|
| 福祉健康部長 | 輿石辰也君 | 福祉課長 | 長田徳一君 |
| 障がい福祉係長 | 斉藤一己君 | 子育て支援課長 | 服部秀穂君 |
| 児童係長 | 小宮山正美君 | 保育係長 | 長田裕二君 |
| 健康増進課長 | 小宮山謙二君 | 健康企画係長 | 小池清美君 |
| 保健指導係長 | 長坂千恵子君 | 市民部長 | 長田修君 |
| 保険課長 | 安藤佳俊君 | 国民健康保険係長 | 三井美樹君 |
| 環境課長 | 長田治君 | 環境保全係長 | 中込広人君 |
| 生活環境係長 | 鷹野久君 | | |

職務のために出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 金丸博 | 書記 | 小澤明 |
| 書記 | 興石文明 | 書記 | 松井恵美 |

開会 午後 1時28分

○書記（輿石文明君） 改めましてこんにちは。

ただいまから、厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長よりあいさつをいただきまして、委員長の進行により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第の2番、委員長あいさつ、三浦委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） こんにちは。大変、議会と市民の対話集会、3日間、ご苦労さまでございました。大変、私どもの厚生環境常任委員会に関しましても、またご意見、あるいは問い合わせもございました。私ども、これからも参考にしながら、また4月にはそういう回答を出したいと思えます。

きょうは大変北風が寒くて、また大変体調管理には難しい日になりました。これからも寒いような日が続くと思えますけれども、十分委員の皆さん方には体に留意され、また3月議会が元気でできますことを心よりご祈念申し上げ、委員長のあいさつとさせていただきます。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（三浦進吾君） 本日の委員会は、お手元に配付した次第のとおり進めたいと思えます。

それでは、次第3の内容に入ります。

内容1、甲斐市難聴児補聴器購入等助成事業についてを当局より説明をお願いします。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） こんにちは。ご苦労さまです。

それでは、本日の資料の1ページをお願いしたいと思います。

甲斐市難聴児補聴器購入等助成事業について、福祉課からご説明をさせていただきます。

趣旨につきましてであります。身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付と

ならない難聴児は、障害児者自立支援法に基づく補聴器購入費用及び修理の助成が受けられないためであります。補聴器購入にかかわる費用の一部を助成し、幼少期における補聴器の装用による言語の習得及びコミュニケーションの向上を促進することを趣旨としております。

対象であります。市内に住所を有する18歳未満の難聴児、両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満、ただし医師が装用を認めた場合は、30デシベル未満にも対象を考えております。補聴器の装用により言語の習得に一定の効果が期待できると医師が判断した難聴児、補聴器を使用中の場合におきましては、補聴器の耐用年数を経過しているということの4点が対象となります。

次に、助成内容でございますが、補聴器の購入にかかわる助成額は、購入経費と別表1の基準額を比較し、いずれか低い額に3分の2を乗じて得た額、それから補聴器の修理にかかわる助成額は、修理経費と厚生労働省告示に基づき算出した基準額を比較し、いずれか低い額に3分の2を乗じて得た額、それから補聴器は5年を耐用年数とし、超過した場合においては再助成を可能といたします。

修理に関しましては、同一年度内に2回を限度とするということで修理を助成してまいりたいと考えております。

それから、支払い方法につきましては、償還払いといたします。

負担割合でございますが、この制度におきましては、県も同時期に施行をするという内容になっておりますので、当該助成事業への交付金を交付する方針と県のほうも今議会において定められることと思っております。それに伴いまして、負担割合におきましては、市が助成した補聴器購入基準の3分の2に対しまして、県が2分の1を市に助成いたします。実質割合におきましては、市が3分の1、県が3分の1、本人が3分の1という、3分の1ずつの負担割合を考えております。

なお、この助成事業につきましては、平成25年4月1日から実施を予定しております。

それから、2ページにおきましては、先ほど助成の中でご説明をいたしましたように厚生労働省告示基準に基づいての基準表になります。名称、1台当たりの基準価格、それから基準価格に含まれるもの、耐用年数ということで、原則、耐用年数におきましては、全ての機器について5年という定めがございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

傍聴者もいらっしゃいます。これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 18歳未満の難聴児という対象になっておりますが、大体普通は何歳ぐらいから補聴器というのは作ることができるのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤係長。

○障がい福祉係長（斉藤一己君） 難聴の子供につきましては、かけるとかつけるという装用がございます。ですので、3歳ぐらいからというのが一般的な話になっております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それから、5年を耐用年数とするとありますが、特に考えるに、例えば足につける補装具ってありますよね。足が大きくなってしまふからあれなんですけれども、子供さんというのは成長とかいろいろ、そういうものが早いですよね。成長が早かったりするんですが、5年と、大人だとわかるんですが、子供さんの5年というのは、それは適当なんでしょうか。ここに、耐用年数原則5年という書き方もあるんですが、これはそういうことも考えているのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） 基本的には、これは買いかえということになりますので、買いかえは原則5年と、経過したものについて。先ほどご質問がありましたように、小さい子は成長が早いということですので、これは調整ができるということがありますので、これは修理の関係で対応ができると考えております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 市内に住所を有する18歳未満の難聴児というふうにご覧になるわけですが、市内、甲斐市には対象の方は何人ぐらいいらっしゃるかというのは、把握していらっしゃいますか。特にないですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） 現在、この方々におきましては手帳を持っておりませんので、正確な数字は把握していませんが、これを装用、装着の関係で調査をしている民間企業とい

いますか、民間の先生がいるわけですがけれども、その先生の調査によりますと、山梨県内において50名程度、甲斐市におきましては四、五名程度ということで予定をしております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

長谷部委員。

○委員（長谷部集君） 手帳がないから市内の人数を把握できていないということですがけれども、非常にいい制度ですので、使える方にはぜひ使っていただきたいと思うんですが、この周知方法というのは、非常に少ない人数に対して、広い周知方法をとることもできませんし、かといって対象がはっきりしていないということもあるんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） これはあくまでも、周知をしないとわからないような状態が出てきます。そこで、手帳の関係がわかりませんので、やはり広く周知をしていかなければいけないと思いますので、障害者協会並びに広報、それからホームページ等で周知をしてまいりたいと考えております。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部集君） 恐らく対象になる子供は、いずれかの病院にかかっていたりとかすると思うんですが、そういう専門的な外来を受けているお医者さんにも周知をしていくことで、また対応できるのかなと思いますけれども、意見として考えていただければと思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ちょっと今の関連になるんですが、乳児検診等を2歳半ぐらいまでやっておりますけれども、そのときには、やはりそれはわからないんですけど。そこまでやっていないんですか。検診ではわからないんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） 現在、乳児検診においては、この検診はしておりませんので。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部集君） 先ほどの追加ですけれども、市内の保育園なんかでも、3歳ということであれば、もしかしたら幼稚園、18歳未満ということになれば小学校、中学校も入ってくるわけですけれども、そういった保育園や教育施設のほうからの周知といいますか、対象になる子供、恐らく担任の先生方はみんなわかっていると思いますので、そういった方法もとれるのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） これは初めてのケースでもあるし、手帳等で把握できませんので、幅広い形の中で周知をしてまいりたいと考えております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。ございますか。

名取議員。

○議員（名取國土君） では、修理の関係なんですけれども、年に2回を限度とするとあるんですけれども、そんなに壊れるものではないと思うんですけれども、なくした場合、どこか置き忘れてしまったとかということがあるんですよね。それで、値段的には、その人によっては違う、補聴器も結構高額なものですよ。そういう保険の制度とか、そういうものは考えているんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） これは、機器の購入で補助をする内容になっておりまして、保険制度は考えておらないということと、これは保険でどうのこうのという問題ではありませんので、補助体制を整えるという状況です。

○委員長（三浦進吾君） 名取議員。

○議員（名取國土君） お互いに3分の1 幾つ幾つでもってやっているから、購入するときはいいと思うんですよ。それを維持していくのに、やはりこれは大変ですよね。それで、補聴器といっても、民間ではいろいろあるんですけれども、何か起きたときの金額がでかいんですよ。それで、個人で、そういう保険があっても入っていただければいいんだけど、もしそれを購入するときに、そういうシステムがあるのかなのか、そういうことをちょっと聞いてい

るんですよ。補助だからどうだということではなくて、その辺はどうなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤係長。

○障がい福祉係長（斉藤一己君） 私どももこの購入の制度を確認する中で、補聴器自体の保険というのは、ちょっと該当するようなものがなかったんですか。

今回、この補聴器の購入に関しましては、先ほどお話ししたとおり3歳ぐらいからのお子さんですので、装用をしても、動き回っているうちに落としてしまうとか、壊してしまうということが想定されますので、今回、県のほうの事業とタイアップをするんですが、修理に関しましては、市の単独事業ということでやらせていただきます。ですので、一応年2回までということで位置づけさせていただいております。

また、補聴器の購入に関しましては、医師の診断書というか、処方が必要になりますので、例えば紛失をしたとか、もう壊れてしまって実際のところ購入以外にはないということであれば、医師の処方をもって購入のほうに充てさせていただきたいというふうに思っています。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） ここに補聴器の種類がたくさんありますねよね。いろいろ。これについては、もうこれだけある種類の中の1種類だけしか選択できないのか、あるいは状況によっては2つぐらいの助成が出る、その辺はどうなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤係長。

○障がい福祉係長（斉藤一己君） 先ほどちょっとご説明させていただきましたとおり、その補聴器の適正なものを装用するというものにつきましては、医師の処方になります。ですので、医師のほうから、この補聴器が適正だよというようなお話が出てまいりまして、それが処方ということで申請書と一緒に上がってまいりますので、幾つものわけにはいきませんが、基本的には原則1個を耐用年数内でご使用していただくということになります。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） その中で、例えば5年という間に1個ですよ。そうすると、5年の間に例えばこの種類よりかも、こちらのほかのがより聞こえるというような状況も発生するわけではないですか。そういうことが発生したときには、それは自分の判断の中で実費というか、そういう補助対象には含まれないということなのかな。そうすると、所期の目的

からすれば、聞きやすくなるためにやることであって、実際やってみないと、処方箋と、それから耳のぐあいとどんなぐあいかと、うまく一致すればいいけれども、やってみなければだめだったという、その辺については、医師のもう一度確認をするけれども、医師がこれでは合わなかったということであれば、再度ほかのものにかえることに関して補助になるのかどうなのか、その辺はどうなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤係長。

○障がい福祉係長（齊藤一己君） 原則5年ということでお話をさせていただいております。

今回のこの補助事業の趣旨というのは、言語の習得時期に適正な補聴器を装用していただいて、コミュニケーション能力を高めてもらいましょうということが趣旨ですので、一度購入をして、例えば2年後にそれが合わなかったということであれば、その程度にもよるとは思いますけれども、医師の処方の内容によって、私どものほうも判断をさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市難聴児補聴器購入等助成事業についてを終了いたします。

次に、内容2、甲斐市障がい者基幹相談支援センター開設について、当局より説明をお願いします。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） それでは、資料の3ページをお願いいたします。

甲斐市障がい者基幹相談支援センターの開設についてご説明をさせていただきます。

趣旨であります、障害者及びその家族の地域生活を総合的に支援するため、基幹相談センターを設置し、相談支援体制の機能強化を図るとともに、法改正により市町村に新たに課せられた課題に取り組むため、地域の中核的な拠点となる基幹相談センターを設置いたします。

背景につきましては、年々増加する障害者手帳所持者数に伴い、相談件数も障害者自立支援法施行当初に比べ約5倍の2,500件に増加しているとともに、多種多様な困難ケースも増加傾向にあります。現在、委託による有資格者2名が、相談支援員として業務に当たっております。人員的にも環境的にも対応が困難な状況にあり、相談支援体制の見直しの必要性が

あると考えております。また、改正法により、市町村の責務として、障害福祉サービス利用計画の策定及び計画相談・地域相談支援への対応のほか、権利擁護、障害者虐待防止法など新たに組み込まなければならない課題も生じております。

なお、開設日でございますが、平成25年4月1日より開設をしてみたいと考えております。

場所につきましては、甲斐市役所双葉庁舎1階に旧教育長室があるわけですが、このところを考えております。

開所時間、休所日におきましては、午前8時30分から午後5時15分まで、休所日につきましては、土日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで、特に必要がある場合につきましては変更を考えております。

体制ですが、相談支援専門員、保健師、保健福祉士等の専門職員4名を配置し、そのほか、適時、市が委嘱する障害者相談支援員、現在7名を委嘱しているわけですが、ピアカウンセラーとして配置し、初期相談等の対応を図ってまいりたいと考えております。

事業内容であります。障害者自立支援法に規定する障害者相談支援事業、発達障害者（児）、またはその保護者等に対する基礎的な相談、専門的な相談支援を要する困難ケース等への対応、障害福祉に関する地域住民等への啓発、障害者虐待防止、障害者の養護に対する支援等に関する法律に規定する市町村機能に関すること、障害者自立支援法に規定する自立支援協議会の運営等であります。

以上、よろしく願いをいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） この基幹相談センターの設置というのは非常にすばらしいと思います。

これは、前に昭和町と中央市と3つの自治体でやっていたものを、今回甲斐市だけで開くようになったというふうなことでよろしいですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） 23年度までにおきましては、甲斐市、昭和町、中央市、2市1町で相談業務を実施しておりましたが、昨年24年度から、それぞれの市町村で単独で相談事業

を行うということで実施をしまいいりました。昨年度は、委託によります有資格者を2名配置し、相談をしまいいりましたが、相談件数が増加に伴って、2人では対応できないという状況から、基幹相談センターを設置し、充実を図ってまいいりたいという状況でございます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） この体制の中で、専門的な職員の方が4名ということで、今まで頼んでいた2名の方以外に新しく2名の方もお願いすることなんですけど、ここに市の正規の職員というのは入らないんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） 現在、市の職員を配置ということでございますが、保健師、精神保健福祉士につきましては、市の臨時職員という形で対応しますので、臨時職員の配置という形で実施をしまいいりたいと。

ただ、一般職の職員を置くという質問なのかどうか、ちょっとわかりませんが、現在は職員としては臨時職員の配置で考えてまいいります。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 実は、中央市と昭和町は一緒にこのたびは玉穂の庁舎を、去年からやっているらしいんですけども、聞きましたところで、やはりリーダー的ないわゆる係長、その方が1名つくということで、これは何が違うかということなんですけれども、考えるに、ここで障害者の方の相談業務をするわけなんですけど、中には障害者だけではなくて、福祉関係の母子関係とかいろいろなものが、引きこもりから、それから、そういう鬱の状態とかいろいろなものが子供さんのことも含めて入ってくるとすると、いろいろな分野との関連が出てくると思うんですよ。

そのときに、やはり正規の職員がいたほうが連絡がとりやすいということと、もう一つ、その場所なんですけれども、双葉支所ということで、そこが一番あいているということで行くんでしょうけれども、本当でしたら、私はやはりこの本庁舎のどこか、福祉関係の近くか、ここであれば全部、わざわざ分かれたのを一緒にしたわけですから、教育委員会であろうと、それから税務の関係であろうと、高齢者関係であろうと、みんなつながっているんで、本来ならいいのになというふうに、ちょっとこれは欲張りなんですけど、思ったんですけど、臨時職員でもいいんですけど、正規の職員を入れてほしいなということと、それから場所がどうしてもここでなければダメなのか、その2点についてお伺いします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） 職員につきましては、臨時職員、現在、専門職員が非常に数が少ないということで、今回センターの開設に当たっても、この方々は新たに採用をしていきたいというふうに考えておりますので、現在の段階においては、一般職の保健師、精神福祉士を配置するということは考えていない。あくまでも、臨時職員で対応できるという考え方であります。

それから、場所につきましては、竜王庁舎、それから敷島、双葉等を考えたわけですが、自立支援協議会等の意見聴取等も行ったところ、できれば交通の便がよくて駐車場が広い場所がよいという形の中で選定をさせていただいた経緯がございます。特に竜王庁舎におきましては、事務所を開設するスペースが今ないという状況で、双葉庁舎のほうに事務所を開設するというので検討をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 場所については、どうしてもそこしか今ないということであれば、やる中で、やはり考えていってほしいなと思うんですが、その臨時職員の方の採用なんですが、原則半年ですよ。そこのところは、そういう考えでいくのでしょうか。それとも、この採用に関してはそうではなくて、なるべく長期で考えていただけるのかどうか。やはり、その辺のところ、半年で変わってしまうと、1人の人にいろいろな事例がありますから、なるべく同じ人がかかわったほうがよいというような事例も、この福祉の場合にはあるかと思うんですが、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） 現在、甲斐市の臨時職員の採用におきましては、辞令は半年辞令でございますが、基本的には1年雇用をして長期を雇用しておりますので、その辺は守っていきたくて考えております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それから、これは相談業務ですので、来た方に対しての業務が基本的にあるかと思うんですが、場合によっては出張をして、どうしても出てこれない方へ出張しての対応とか、そういったこともやっていただけるのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤係長。

○障がい福祉係長（齊藤一己君） 先ほど課長のほうからご説明させていただきましたとおり、過去の実績におきますと、2,500件という相談件数になっております。そのうちの約6割が出張での相談支援という格好になります。その中には、保育園からの依頼、また小学校からの依頼、中学校からの依頼を含めまして、公立、私立含めまして訪問支援ということも行っております。

もちろん電話によります対応、また今までは事務所を構えておりませんでしたので、来所ということはありませんでしたが、私どもの障がい福祉係のほうにご相談に来たものをそのまま相談支援ということで、子供たちを含めて体制をつくっているということは、竜王庁舎に限らず、敷島庁舎、双葉庁舎のほうにもそれぞれ保健師を配置しておりますので、連携をとる中で推進しておるところです。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それから、こうした事例は確かに個人の情報ですので明らかにすることはできないと思いますけれども、こういったことの内容的なこととか傾向とか、甲斐市で考える課題とかということは、例えば議会のこうした委員会のところにも報告とか、教えていただくとか、そういう機会というのは、この相談業務に関して持っていただけるのでしょうか。できれば、そういったことを教えていただくような機会があれば、大変私たちも市の中のそうしたこともわかるので、いいかと思うんですが、その辺はどんなふうになりますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） 相談基幹支援センターの開設状況、相談状況につきましては、厚生環境常任委員会のほうに報告をしまいたいと考えております。

○委員長（三浦進吾君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） 今回のこの基幹相談センターの開設、大変大きな前進だなというふうにと受けております。私たち普通の健常者にとっては非常にわからないことがあるんですけども、その障害の方にとってはとても大変なことが、これですごく救われるなというふうにして期待しているところでもあります。

この5倍の2,500件も障害の方が増加しているというふうには、ここにもあるわけですが、多種多様な困難なケースが増加しているという昨今の事例だと思うんですけども、

差し支えなければ、どんなふうな内容のものが多く、障害として2,500件の中に多いのか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤係長。

○障がい福祉係長（齊藤一己君） 具体的な件数というのは、きょうはちょっと手持ち資料がございませんので、あれですけれども、毎月私どものほうも、関係する課で障害者・児の支援検討会議というのを行っております。その中にも、この相談員も参加してもらっているんですが、中にはネグレクトというんですか、育児放棄の関係とか、発達障害の関係とか、比較的小子様のそういった学校、幼稚園、保育園等での過ごし方というものに対しての相談というのも多い。それから、また就労に関しましてのものと、どうしてもそのほかには、重度心身障害者になりますと、受けられるサービスを提供されてはいるんですけれども、どうしても規定回数みたいなものがございまして、そのサービスの行き届かないところに対しての支援というものをどういったものにしたらいいかというような内容もございまして。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございしますか。

長谷部委員。

○委員（長谷部集君） 双葉庁舎の旧教育長室ですけれども、これは手を入れなくても、もうそのまま使える状況にはあるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） 現在、双葉庁舎におけます教育長室におきましては、教育室の機能がそのまま残っておりますので、現在の状況で、多少は配線等がありますが、それを加えればすぐ使えるという状況でございまして。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部集君） そうはいつでも、事務機器であるとか、そういったものはまた入れなければいけないと思うんですけれども、それはまた当初予算のほうでご説明いただけるということでよろしいですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） 予算関係につきましては、当初予算の中でご説明させていただきたいと思っております。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部集君） また、4月以降、開設した後に委員会でぜひこれは視察に行きたいと思しますので、委員長、またよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この事業内容ですけれども、この事業内容は、従来この相談支援センター、先ほどちょっとお話がありましたけれども、甲斐市、昭和、中央市で合同でやっておりますけれども、この事業内容についての新しい事業内容とか、除いたものとか、そういうものはあるのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤係長。

○障がい福祉係長（斉藤一己君） 先ほど課長のほうからご説明はさせていただきました資料の事業内容というものが主な内容になりますが、その中で、今までのものとはちょっと違うというところについてご説明させていただきます。

一番下から2番目のところにございます障害者虐待防止に関します市町村で請け負わなければならない責務というのがございますが、その部分についてもあわせ持って、このセンターのほうでやるということを加えております。

大きな点といたしましては、そこの内容になります。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 一番下にあります自立支援協議会のメンバー、このメンバーというのはどういう方になっているか、教えてもらっていいですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤係長。

○障がい福祉係長（斉藤一己君） 自立支援協議会のメンバーにつきましては、民生委員の会長さん、それから教育委員会の代表ということで教育長になってもらっております。また、就労の関係がございますので、ハローワークの所長さん、それから甲斐市の医師会の会長さん、それから、この障害の福祉事業所のサービスを提供している事業者の代表ということでなっているものと、あと県のほうで委託をしているアドバイザーがおりますので、その者にもなっていておるということで、全部で13名の委員構成になっております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 体制の中で、ここにも、専門的職員4人と、それからピアカウンセラーの配置とありますけれども、この連携とといいますか、その辺のことについては、どんな形で連携を図ってこの事業をやっていくのかと、その辺はどんなぐあいになっていますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤係長。

○障がい福祉係長（斉藤一己君） 今回、センターを開設しようという大きな踏み出しになりましたのは、件数の増加もございますが、多種多様な困難ケースがふえてきているということで、なるべくチームでその困難事例を解決していきましょうというところが大きな狙いになります。ですので、市のほうで委嘱しております障害者相談員さんにつきましては、一般的な相談とか、簡易な相談について主に対応をしていただこうと。その専門職を要するものについては、できるだけチームで早期に対応をできるようにとりかかっていたいというふうに思っております。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） それで、ちょっとこの4名の配置というんですけれども、ここは単純な質問で申しわけないんですけども、この双葉庁舎の場所が決まっていますよね。そこに常駐をしているという考え方でよろしいですか。ちょっと確認しておきます。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤係長。

○障がい福祉係長（斉藤一己君） 4名は、通常の庁舎開庁時と同じように常時そちらのほうにいるという内容になっております。必要に応じて、先ほど言いましたように訪問での相談というのも対応をしております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

名取議員。

○議員（名取國士君） 先ほどとちょっと関連なんですけれども、今度、甲斐市でそれをやるということはかなり進歩したことで、本当にこれはありがたいことだと感謝していますよ。

相談員の件なんだけれども、先ほども話が出ただけだけれども、職員を1人置いておくんだという意味が、僕もちょっと聞いたんですけれども、その方に権限がないんですよね。臨時の方というのは。ある程度相談したことをそのままセオリーどおりに伝えるのが精いっぱいみたいで、こういういろいろなものへ踏み切ってという話がどうもないようだから、恐らく職員の方を、権限のある人を1名入れておいてくれば、そういう連携が鋭く行くのではないかということ聞いたんですよ。

それでもって、保坂議員もそれを言ったのではないかと思うんだけど、私もやはりそれを感じたんです。話を聞いていて。だから、もし臨時の方で契約するでも、もしこの職員のOBでいろいろなわかる人とか、職員の知っている方とか、そういう方を、もしあればいいなと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） ご質問につきましては、センター長を置いたらどうかということでしょうか。現在、センター長を置くという考え方を調べて、臨時職員においても職員ですので、職員は配置しているという解釈をしております。

それと、これの連携につきましては、この相談支援センターにつきましては、福祉課の管轄になりますので、係長、それから課長がセンター長の役割をしていくという考え方でおります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市障がい者基幹相談支援センター開設についてを終了いたします。

続きまして、内容3、平成24年度甲斐市自殺対策緊急強化事業について、当局より説明をお願いします。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） それでは、これにつきましては、お願いになるわけですが、平成24年度甲斐市自殺対策緊急強化事業ということで、これは毎年実施をしているわけですが、実施内容が、今までにおきましては、ティッシュペーパーにチラシを入れて配布、それから昨年度におきましては、クリアファイルをつくり、そこで相談施設の内容の周知という形の中で、ティッシュペーパー、クリアファイルを配布してきたわけですが、24

年度におきましては、講師の先生をお呼びし、基調講演をしていきたいと考えておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

なお、開催日でございますけれども、今月の2月26日1時半から、竜王図書館において根本先生をお呼びし、テーマを「こころのサインに気づき・つなごう」という形の中で基調講演を開催してまいりたいと思います。ぜひご参加をよろしくをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 資料の4ページにも大きく出ています「こころのサインに気づき・つなごう」ということで、厚生関係でも初めてこのような大きなテーマが出てきたなということで、昨今の事情は大変厳しく思っているわけですがけれども、この自殺というのは、余りにもかわいそうな状況で出てくるわけですがけれども、例えば甲斐市において、そういう人たちが、人数が把握されているのか、そんなことがわかるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤係長。

○障がい福祉係長（斉藤一己君） 市町村別の自殺者数というのは公表されておられません。というのは、やはり個人情報観点から、警察ないし厚生労働省側のほうでも、市町村別というのは出してはおりませんので、県の単位でということであれば出てはいるんですけれども、市町村別というのは出ておりませんので。

○委員長（三浦進吾君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） 県の単位でも結構です。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤係長。

○障がい福祉係長（斉藤一己君） 1月18日の山梨日日新聞のほうにも大きく出たんですが、一応昨年の結果からいいますと、初めて県内の自殺者数が300人を割ると。今までずっと徐々にふえてきていたのが今度減ったよということで、山梨県内におきましては278人というのが昨年の人数になっております。

○委員長（三浦進吾君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） その278人の内訳では、どんなふうですか。例えば内容的に、内容がわかるかどうかかわからないですけれども、年齢だとか、あるいは追い詰められた状況というのは、どんなふうなのかというところまでは調査していないわけですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） 先ほど係長のほうからお話ししましたように、人数的には山梨県という形で公表されておりますが、内容的には把握をしておりません。

ただ、行政資料集の中に、甲斐市における死亡別順位が載っておりますので、それを参考にさせていただきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） その行政資料集なんですが、18年は5位で15人、19年が20人と。その後、不慮の事故とかというのはないんですが、教えていただけますか。要するに5位までに入っていないということなんですよ、きっと。だけど、あるんだと思うので、教えてもらえますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） 行政資料集の47ページに載っているわけですが、今まで、18年、19年という形の中で、5位の中に、自殺という形の中で掲示されております。20年、21年、22年からは、不慮の事故という形の中で掲載が変わっておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） この20人というのは、2桁だから結構多いということですよ。年代だけでも教えてもらえますか。内容はいいですから。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） ここに、資料集に載っておりますのは健康増進課のまとめでございますので、ちょっと福祉課のほうで把握しておりませんので、よろしく願いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） では、部長さん、お願いします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

興石部長。

○福祉健康部長（興石辰也君） それでは、後ほどお答えするということで、よろしくお願ひ
します。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で平成24年度甲斐市自殺対策緊急強化事業についてを終了いたします。

続いて、福祉課関係その他を行います。

委員より、福祉課関係で何かございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、以上で福祉課関係のその他を終了いたします。

ここで職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時16分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

引き続き、内容4、甲斐市立保育園2園の位置の変更についてを当局より説明をお願いします。
ます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） ご苦労さまでございます。

子育て支援課でございますけれども、このたび、甲斐市立保育園の2つの園の位置の変更
についてということでご説明を申し上げます。

まず位置の変更の変更理由でございますけれども、1点目、竜王北保育園でございますけ

れども、資料5ページをよろしく願ひいたします。

竜王北保育園で使用している所在地番が、国土調査で合筆処理を行い、閉鎖されていることが判明したために、地番を変更するものでございます。

もう1園といたしまして、竜王東保育園でございます。竜王東保育園は現在、別敷地に昨年9月から工事を着工いたしまして、今年度3月中に完成をする予定でございますけれども、4月から新園舎で保育を実施することになりますので、それに伴いまして位置を変更するという内容でございます。

変更内容といたしましては、竜王北保育園が従前の甲斐市竜王新町653番地を甲斐市竜王新町640番地1に変更すると。

もう1点でございますけれども、竜王東保育園を現在の古い、古いというか今やっている園舎の甲斐市富竹新田1028番地の2から、新たな今建設中の甲斐市富竹新田973番地1に変更するものでございます。

以上でございます。よろしく願ひいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 平成7年に調査した成果で、既に合筆処理をされていたということですか。だから、それがわかったのが最近ということなんですか。その辺の経過は、何でそれがわからなかったかと教えていただきたい。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） 昨年、中央保育園を整備いたしまして、今年度に東保育園を整備しているというふうな状況で、再度、保育園関係の、今後も整備が計画されていますので、そういったところで実際に番地、それから敷地の面積等を調査を今年度したところ、この北保育園の国調の成果による変更が判明したものでございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で甲斐市立保育園2園の位置の変更についてを終了いたします。

続いて、内容5、甲斐市立保育園定員の変更について当局より説明をお願いします。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） 続きまして、資料の6ページをお願いいたします。

甲斐市立保育園定員の変更についてでございます。

保育園の定員の変更につきましては、昨年、当初、私どものほうで、竜王の北保育園、西保育園を統合するというふうな当初の計画を撤回させていただいたときに、保育園の需要は伸びているというふうなお話もさせていただいた経緯がございますけれども、それも踏まえてご説明を申し上げたいと思います。

まず、定員の変更の必要性について、資料に基づきまして、経過からご説明を申し上げます。

平成24年度までの市内の公立、私立の保育園の入園申し込みに対する入園状況は、申請書の第1希望から第3希望の中でそれぞれ調整をさせていただきまして、希望保育園でないための辞退者を除けば、全員が入園できていたというふうな状況でございます。

しかし、平成25年度の申し込み状況でございますが、これは昨年11月から申し込みを受け付けている状況のことでございますけれども、申し込み状況は435名、内訳といたしまして、市内の公立の希望が252名、市内の私立の希望者が146名、それから市外の希望者26名、それから辞退者11名ということで、この辞退者は第1希望から第3希望の中で自分の希望するところに入れないので、私結構ですという形でみずから辞退をした方でございますけれども、申し込みがございました。市内公立保育園については、平成24年度は189名の入園希望に対して、平成25年度は252名ということで、対前年比63名の増ということで希望者が急激に増加をしております。

次に、どういった問題が生じるのかということになりますけれども、保育園は、国の規定によりまして、恒常的でなければ定員の120%まで受け入れてよいということになっております。平成24年度は、その範囲内で調整ができておりましたけれども、平成25年度は入園希望者がふえておまして、保育室の受け入れ可能面積で受け入れをしないと、入園申込者と、

それから年度途中の今後の途中入園の対応が厳しく、待機児童が出るおそれが出てまいります。なお、平成25年度の入園希望者を全員受け入れるということになりますと、定員の120%を超える園があるので、定員の変更が必要となります。

下のほうの表をごらんになっていただきたいと思います。

それぞれ竜王東保育園から双葉西保育まで、公立の8園がございまして、一番上が定員でございまして。定員の合計が870名と、これは今現在の定員でございまして。それから、卒園の園児を除いた在園児が666名おいでになります。それから、その3番目が新規入園ということで、第1から第3希望までで、ことし4月に入園を希望されている方が252名ということで、その下になりますが、平成25年度4月期の園児数といたしましては、合計で918名になるわけでございます。その中で、それぞれ園ごとに下のほうに括弧してパーセントが書いてありますけれども、竜王東保育園は135%、以下順次パーセントが書いてありまして、全体では106%ということになっております。この中で恒常的に120%を超えると、国のほうで指導を受けるというふうなこともございまして、定員を変更する必要が出てくるわけでございますけれども、実際的には竜王東の135%と竜王北の121%がそれに該当をするというふうなことになります。

その表の一番下でございまして、これは変更後の定員に対して120%までは受け入れられるということ想定した数値でございまして、今後定員を変更した後の総受け入れ枠は1,048名までが入れると、数値上可能という形になります。

7ページのほうに行ってくださいまして、対応策でございまして、先ほど申しましたように平成25年度は120%を超える保育所がございまして。今後も保育所への入園希望がふえることが予想され、待機児童を出さないために次の保育園の定員を変更すると。なお、竜王西保育園については、平成25年度の園児数は定員の120%を超えておりませんが、市内の児童数が減少傾向にはあるわけでございますけれども、竜王西保育園周辺の自治会は、児童数が徐々にふえているというふうな地域的な要件もございまして、今後、入園者がふえてくることが予想されることから、定員を若干多目に変更するものでございまして。

結論といたしましては、竜王東保育園、現在の100名を120名に変更、20名増になります。次に、竜王西保育園を現在の90名から100名、10名増でございまして。最後に、竜王北保育園を70名から90名ということで、20名増ということで、合計、定員を50名の増という形で変更をお願いするものでございまして。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 申し込み状況が想定外というか、すごいふえたということですよ。

今年度は。その主たる原因みたいな分析みたいなのはしてありますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） 大きな原因は、マスコミの調査でも如実にあらわれておりますけれども、お母さん方の就労意識が向上をしたということで、直接な原因は、リーマンショック以降、景気が非常に悪くなってきたということで、今まで働かなかったお母さん方が順次働きに出ていったということで、子供さんが見られなくなったというふうな状況が見てとれます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうしますと、そのふえた部分というのが、結構、未満児さんなのかみたいに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） やはり、ご指摘のとおり、ふえている方の割合から行きますと、未満児、ゼロ・1歳児が一番増加をしているという状況でございます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうしますと、定員をふやしていますね。それで一応入れられるということにはなるんですが、面積的には、未満児だから、それほどのあれはないのかなと。ただ、ちょっと人手です。見なければならぬ先生、職員の数というのが、またこれがちょっとばかにならないのかなというふうに思っているんですが、その辺のところ、25年なんかはどうなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） まず未満児の関係ですけれども、職員の割合を申し上げますと、3名に1人、先生、保育士をつけるというふうなことでございます。それから、ちな

みに3歳、4歳児は20名に1人と、それから4歳児以上になりますと30名に1人というふうな、比較的大人数を1人で見るということですのでけれども、今言ったようにゼロ歳の子供については3人に1人ということで、今のところ、今年度、入園予定者を全部受け入れするという一方で、既に入園の許可のほうの通知も発送させていただきましたけれども、今現在の試算ですと、保育士の数が現状よりは10名ないし11名くらい増員を図る必要があるというふうに今試算をしております。

○委員長（三浦進吾君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） 甲斐市は従来、待機児童ゼロということではずっとうたってきて、やはりそれも住みやすさの1つになってきたと思うわけです。今回こんなふうにふえていくことは、人口もふえて、いいことだなというふうに私たちも、減っていくよりはいいわけですから、それだけ快適な都市であるということの証明されることもあるわけですから、対応策をしっかりとやっていきたいということで、いろいろ考えてくださっているようであります。

それで、保育士さんは10名から11名の増員。あとは、保育所の中のスペースが大丈夫なのかということがまず問題ですけれども、そのあたりはどんなふうになっているのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） 今回ご提案を申し上げるこの定員の変更でございますけれども、これは現在の施設を増改築せずに変更ができるというふうなことでのお願いを申し上げているところでございます。現状の建物の中で収容ができるということで、若干、従前に比べますと、ちょっと窮屈とまではいきませんが、今までゆったり保育をしていた保育室が、そこへ行って、3名、4名、子供さんがふえる教室が出てくるということで、特に施設の改修を要するというものではございません。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

長谷部委員。

○委員（長谷部集君） 1つ教えていただきたいんですけども、この6ページの下の方の一番下の受け入れ上限なんですけれども、最低120%だとこの数字にならないんですけども、これは面積とかそういうことも考えて、こういう上限を設けているのか、その辺を教えてください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） この表で全て計算どおりにはこうならないということですが、現状、これ以上子供をもう入れる余地がないというふうな保育園もございまして、全てが20%増しにはならないと。20%まで受け入れられる面積を持っているところについては、マックスの数値を使用しているということでございます。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部集君） 冒頭、25年度の入園希望者数の話を聞きましたけれども、辞退者11名も出てしまっているという、それはそれでさておきまして、実際に第1から第3希望までの希望に合わずに、多分ほかの園に振り分けられている子もいるかと思っておりますけれども、第3希望まででもだめで、ほかの園に行ったという子供が何人ぐらいいるのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） 最終的に第1から第3の希望に沿わなかったお子さんが35名おります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにごございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 竜王東保育園は新しくしたわけですよ。定員が今、この120というのは、新しい東保育園のあれでということですよ。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） この東保育園は、今建築中の新しいものということでの数値でございます。

○委員長（三浦進吾君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） 120%を超えると国の指導を受けると先ほど説明があったわけですが、例えばどんなことが国の指導ということになるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） やはり園児の適正規模ということで、これは学校の教室のクラス数と全く同じで、この部屋の面積に応じて子供さんの数も変わってくるということがございますので、具体的には、例えば未満児の場合には1人当たりの面積が1.65平米必要で

すと。それから、2歳児以上になりますと、1人当たり1.98平米必要ですということが出てきますので、保育室の面積がその人数までで当然受け入れる子供の数がもう決まってくるというところまで、許容の範囲は2割までというふうな基準になっているわけでございます。

○委員長（三浦進吾君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） そうしますと、やはりふえていくことは、それだけかかっていくわけですが、その国の援助がふえてくるということですか。ただ権限だけなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） 実際的には、県の指導監査という形になるわけですが、各園ごと、検査に入って、園児の数が何人、園舎の面積が何平米というふうなことを事細かく聞き取り調査の中で、指摘があれば早急に是正を要するというふうな指導をいただくということになりますので、そういった指導をいただかないように、その基準の範囲内で運営をしているということになります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 竜王の西と北というのは、この間、1つにしようなんていう話まで出ていたところが、一転して、しかも増員がこの西と北という、すごい急激な変化というか、こうした減少みたいな部分です。やはり、これからこの先のことをよく見通していかないと、大変かなと思うんですが、見通しとしては今後、子供の増加のこととか増減のこととか、市ではどんなふうに関心を持っていらっしゃるんですか。

それから、建てかえです。順番とかそういうことも含めて、ちょっと、もし何かそういう方針的なことで、こういうふうにしたいというのがあったら教えていただきたいんです。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） まず、甲斐市全体の子供さんの数の推移でございますけれども、これはゼロ歳から5歳児までの子供の推移でございますけれども、ちょっと数字的なことになりますが、平成19年度が4,625名で、平成24年度が4,379名でございますので、子供さんの数は毎年1%ぐらいずつ、約4,500人前後いるわけですから、40名から50名ぐらいずつ毎年減っているというふうな傾向は、今後も続くのではないかとはいえないというふうには想定してお

ります。

そういった中で、平成24年度4,379名の子供が、幼稚園、それから保育園、それからどちらにも行かずにお母さんが保育をするというふうな3種類の種別に分かれているわけですが、ございますけれども、その中で、ここ2年ほど前から保育園の比率が一気に上昇をしてきた。その分どこが減ったかと申し上げますと、在宅で見ているお母さん方が少なくなったということと、もう1点は幼稚園へ通われる子供さんも少なくなって、ただ保育園だけがふえているというふうな状況が見てとれます。

そういったことと、それから竜王北保育園の周辺、西保育園の周辺の状況でございますけれども、それぞれ私どもも人口の推移を調べた経緯がございます、竜王地区は、全部これは平成17年を基準としています。合併直後ですけれども、竜王地区については、17年度に比べますと、24年度は89.6%ということで、地区全体としては減っております。それから敷島地区も、17年に比べて18年度は87.1%ということで、こちらも減少を見えています。双葉地区が唯一102.8%ということでふえているわけでございますけれども、それぞれ地区ごとにも、エリアごとに全てが減っているということではなくて、両地区でいえば如実にあらわれるのは、竜王の南部のほうの地域の人口が減っている、敷島は敷島北部地域のほうの人口が減っているというふうな傾向が見られまして、その中でやはり地域性ということで、竜王地区は、南部のほうは減っていますけれども、北保育園の周辺、それから竜王地区西保育園の周辺は個別ふえているというふうな状況が見てとれます。

そういったことを踏まえまして、今後の保育園の整備計画でございますけれども、昨年、幼稚園、保育園の将来協議会で、長期的な計画を打ち出したわけでございますけれども、それはあくまでも基本的な計画ということでございますから、今後、財政状況が許せば、園児の安全にかかわることではございますので、できるだけ早く整備をしたいというふうに考えております。

この件につきましては、また後ほど、その他のところでちょっと踏み込んでご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

清水議員。

○議員（清水正二君） 園児の数がふえてきたということで、定員の見直しということで、120%のものをしたらちょうどいい。今までのものの中でいくと、北保育園が120%を超えているという中なんですけれども、東保育園はまた新しいところだから、これは別のものとしてあれなんですけれども、この市立保育園のほうはこうやってふえているんですけれども、将来計画の中にはあったんですけれども、民間のそういったものを導入というか、ものを妨げないというふうな話があったんですけれども、私立保育園のほうは、これはどういうふうなあれですか。定員の状況というのは。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） 私立の保育園でよろしいですか。保育園のほうも、入園の受け付け事務は全て子育て支援課で一括して、私立も公立も行っているわけがございますけれども、私立保育園の場合には、あらかじめ事前に保育園のほうから受け入れ予定数の数値を、ことし、こちらのほうにいただきまして、その中で調整をしていくということで、今回、三十数名があふれたということで、公立ももういっぱいという状況の中で、私立のほうへも何とか受けていただけませんかということのお話も若干させてもらったこともあるんですが、やはり私立のほうも面積の関係、あるいは保育士との関係で、これでもう精いっぱいですというところがございますので、もう私立のほうも現状ではほとんどふやす余力はないのではないかとこのように思っています。

○委員長（三浦進吾君） 清水議員。

○議員（清水正二君） 私立のほうの定員というのは、今の受け付けた中で100%なんです。120%まであるんですけれども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田係長。

○保育係長（長田裕二君） 私立ですけれども、9園ありまして、1園は100%を超えていないんですけれども、残りの8園については、全て100%はちょっと超えている状態です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 定数の変更についてですけれども、これについては、聞くところによると、地元からのそういった意見があつて見直しをしたということと、この定員との関係、ふ

えたというふうなことが背景にあると思うんですが、この定員の増員に関して、将来計画という協議会がありますよね。その協議会とのこの変更に関する協議と申しますか、その辺のところはどんな形で進めたんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） 特にこの定員を変えるというふうなことにしましては、協議会のほうとの協議は実施をしておりません。統合計画を撤回するというふうなことは、協議会のほうにご報告を申し上げましたけれども、ちょっと定員については特に協議をしていない状況でございます。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） これは保育園全体の問題だから、そういうことに関して、経緯とか、そういうものもやはり、そういった協議会がある以上は、保育園の建てかえ、あるいは耐震の問題、全体的な保育園の事業の中での1つのあり方だと思うんですよ。その点については、やはり、そういうところできちんとしたコンセンサスを得てやっていくべきではないかなと思うんですけれども、その辺については、今後、そういうことも含めて説明をすべきではないかなというふうに思うんですけれども、その辺はどうですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） 保育園、幼稚園の将来計画協議会という組織が、最終的に昨年1月下旬に将来的な計画を打ち出して終了という形になってございます。今、内藤議員がおっしゃるように、そういった会議に諮って進めたほうがというお話でございますので、実は25年度以降に、今後、今度はこども園制度に関する協議会を、これは国のほうの設置義務になっていきますので、新規にまたそういった協議会を立ち上げる予定になっていきますので、今後は、今度そういった協議会の方々に、この保育園の問題のほうも含めて協議をしていただいたり、相談をさせていただいたりということで、進めていきたいと思っています。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で甲斐市立保育園定員の変更についてを終了いたします。

続きまして、内容6、竜王東保育園建設工事進捗状況について当局より説明をお願いします。

す。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君）　続きまして、竜王東保育園の建替工事の進捗状況についてご説明を申し上げます。

資料は9ページになりますけれども、写真つきの報告書でございますけれども、よろしくお願いたします。

この報告書は、1月30日現在で作成をしたものでございますので、今現在ではないということでご了承をいただきたいと思っております。

工事の内容につきまして、着手が24年9月3日からと、完成の予定工期がことし3月8日までということで、1月30日現在で218日を経過しているという状況でございます。その中で、施工日数としては187日の施工日数を行っております。

出来高でございますけれども、工程表の予定ですと70.9%で、実施の実績ですと70.1%ということで、若干、予定より下回っておりますけれども、事業が滞っているということではございませんで、これはあくまでもまだ本体のほうの工事の関係でございます。電気、それから機械、外構工事との取り合わせの中で、若干日程を調整しなければならないということで、自分だけで進められない部分がありますので、こちらは問題なく推移をしているということですので、ご了承をお願いしたいと思います。

それから、施工の日程ということで、1月30日現在で作成してありますので、それぞれパネル張りだとか、外部足場の解体だとかと書いてありますけれども、今後、2月14日にそれぞれの保育室の中へ家具を取り付けるというふうな工事を予定しています。それから、2月20日には園庭の中にプールを設置するというふうな予定になっております。

あとは写真のほうで、1枚目が全景でございます。

それから10ページのほうへ行きまして、全て屋根工事は終わっていますけれども、今年度、熱交換塗料等を使って、少しでも省エネで対策を考えている状況でございますが、屋根工事が終わっております。

それから、その右側が、ちょっと写りは悪いですが、これは外壁工事、外壁でございます。もう全て終わっています。

それから、下のほうの左側が、これは保育室の一室でございますが、ほぼもう内装を始めておりまして、天井等が仕上がって照明器具が一部ついております。若干まだ床のほうがこの時点では張ってございません。

それから、右下の部分は、これは2階の遊戯室になりますけれども、奥のほうに見えるところがステージでございます。天井には、空調等の配管も終わっているという状況でございます。今のところ、天候もそんなに長期的に崩れるということはないので、順調には推移をしております。

なお、参考までに、今現在、3月27日に竣工式を予定しております。また常任委員会の皆様には別途ご通知を申し上げますけれども、今、事務局では27日に竣工式をしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴委員の質疑を受けます。

ございますか。

名取議員。

○議員（名取國士君） 10ページのちょっと屋根のところを見てくれますか。これは結構長さがあると思うんだけど、完成時にどうなるか知らないけれども、雪どめはつけると思うんですよ。これは恐らく。そういうのはどうなんですか。屋根が仕上がっているのであれば、雪どめもつけるのではないかと思うんだけど、その辺はどうなんですか。わからない。

それともう一つ、右側のほうの外壁は、これは見た感じがヘーベル、材質は、張ってあるのは。絵で屋根の右側にあるのは。

○委員長（三浦進吾君） 1問にして。

では、名取議員、1問。

当局の答弁を求めます。

長田係長。

○保育係長（長田裕二君） 雪どめについては、今ちょっと手元に資料がないもので、また調べてご報告したいと思います。

外壁ですけれども、今、名取議員のほうから、ヘーベルというあれだったですけれども、一応、材質的にはセメントボードのような材質になります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で竜王東保育園建設工事進捗状況についてを終了いたします。

続いて、内容7、基礎体力を身につける遊びプログラムの実践事業の実績報告についてを当局より説明をお願いいたします。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） 引き続き、資料の11ページをお願いいたします。

市内の保育園におきまして、創甲斐教育の一環といたしまして、平成22年度から3カ年の計画で、基礎体力を身につける遊びプログラムの実践事業というタイトルで実施をしておりますが、最終年度ということで実績等を取りまとめましたので、そのご報告をさせていただきます。

タイトルが少し仰々しいタイトルでございますけれども、内容につきましては、この資料の一番上の目標でございますように、対象となる全ての児童が運動を実践したくなる環境づくりや働きかけを行い、運動の日常化に向けたプログラムの実践により基礎体力、走る、投げる、跳ぶの向上を図るということで、簡単に申し上げますと、保育や遊びを通じ基礎的な走・投・跳の能力を養っていくというふうなことで、これを3カ年、重点的に保育の中に取り入れてやった結果がこうなりましたというふうな報告でございます。

それから、測定はちょっと飛ばしますけれども、いずれも10月に実施いたしまして、それぞれ平成22年、23年、24年ということでデータをとっております。

それから、取り組みの内容でございますけれども、走るということはどういった要素を取り入れたのかというところで、鬼ごっこやしっぽとり、それからマラソン、サッカー等を精力的に行って、走る能力を伸ばすと。投げるにつきましても、ボール投げや紙飛行機飛ばし、玉入れ等を行って養うと。跳ぶ力についても、ゴム飛び、縄跳び、ケンケンパ等で、そういった能力を伸ばしていくということで、運動会の中でも、そういったものを取り入れて競技を組み立てていったというふうな状況でございます。

めくっていただきまして、それぞれ種目別の数値が出てございます。

12ページは、これは25メートル走ということで、こちらは数値が小さくなるほどいいということで、これは秒数でございます。それぞれ5歳児、4歳児、3歳児の数値が出ておりま

すけれども、下のほうのグラフ化でもわかるように、おおむね伸びているというふうな状況が見てとれるわけでございます。

それから、13ページがカラーシャトル投げ、これはバトミントンの羽根のようなものを投げるといふふうなことでございますけれども、こちらも総体的には伸びておりますけれども、一部、5歳児の平成24年の男、それから3歳児の平成24年の女のところで数値がちょっとマイナスの部分がございます。

それから、14ページが立ち幅跳びでございます。こちらのほうも、総じて申し上げますと、数値的にはやや伸びているというふうな状況が見られますけれども、3歳児の女の数値がちょっと低いというふうなところがございますけれども、この3歳児の中に若干支援を要する子供がおりまして、ちょっとその子たちが競技の理解力等が、いま一つ難しかったというふうなこともありまして、園ごとの数値が低い園のトータルで、平均で出しますので、若干数値が低くなっているというところが見られますけれども、総体的には、徐々にではございますけれども、体力の向上が図られたというふうな結果が見てとれますので、今後も一応、体力の向上プログラムは今年度で終了するわけでございますけれども、引き続きこういった形で体力の向上には努めてまいるといふふうな考えを持っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 1点教えてほしいんですが、この12ページ、25メートル走がありますね。これで、結果的には毎年向上をしているわけでございますが、これは比較するに、各5歳児の全国的な平均値は何秒だという、そんなデータはあるんですか。そうすると比較もしやすいんですが。

仮に25メートル走の場合には、5歳児で全国平均は何秒だとか、そういう表が出ていれば、ちょっと比較をしやすいんですが、どうでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） ちょっと全国、あるいは山梨県のそういった数値が、こういうものに限定してあるかどうか、ちょっと私どもも調べておりませんが、また今後調べまして、そういった比較できるものがあるということになれば、また議員のほうにお示

しをしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○委員（山本今朝雄君） はい、わかりました。よろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 実際、もうこれは22年から始まっているわけなんですけど、この25メートル走の場所なんですけれども、どこの園舎でもこれはできているんでしょうか。何か、あれ、できるのかなみたいに思ってしまったんですけれども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） 全ての園で、自分のところの園庭で実施をしたという状況でございます。25メートルがとれるということでございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

長谷部委員。

○委員（長谷部集君） このプログラムが始まったころに、課長も係長も前任者だったと思うんですけれども、お聞きしたときに、このプログラムの内容について、どんな運動を日ごろさせるかということに関しては各園の先生方にお任せをしているような形で、特にこれというプログラムがない中でしているという話を聞いたことがあるんですけれども、最終的に、一応これでもう終わってしまいますので、今後続けていくというお話、運動をさせていくということを先ほど課長はおっしゃっていましたが、例えば鬼ごっこをしたことがつながらているのか、あるいはここに書いてあるマラソンをしたことがいいのかとかという、創甲斐教育の大綱で示されているプログラムにしては、行ってきたプログラム内容自体が、余りしっかりとしたプログラムという形が見えなかったんですけれども、その辺についてはどうお考えですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） 過去にこれを手がけた前任者の状況を私もちょっと聞く機会があったので、お話を聞いたんですけれども、当初、このプログラムをつくるというふうな段階で、山梨大学の教授と連携をしてプログラムをつくるというふうなお話を聞いた経緯があるんですが、その後、その大学と連携をしてどういったプログラムが示されたのかというところも、ちょっと私も掘り下げて聞いていないので、今、長谷部委員がおっしゃったように、ちょっとそういったところが明確ではないのではないかというふうなことのご指摘で

すけれども、現状では、その辺が園の自主的な活動にお任せというふうなところの実態が、ちょっと不明だったというふうには反省をしております。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部集君） 私もやはりそういうふうに思っているんですけれども、終わってしまうので、しょうがないといえばしょうがないんですけれども、ただ、せっかく3年かけた実績ですので、今からでも、各園の先生方に、その園ではどういうことをしたのかということとは多分聞き取りができると思うんですよ。そうした中で、各園ごとの数値も多分持ち合わせていると思いますので、そうすれば、もう少しより具体的な報告書ができるのかなと思います。そして、その報告書をもとに今後の保育に生かしていければ、公立だけではなくて、民間の保育園も甲斐市にはありますので、そうした中にも、こういう報告書を回すことによって、甲斐市全体の子供の体力向上というものがやはり今後見込まれると思います。この3年間で終わってしまうのは非常にもったいないと思いますので、期間は終わっても継続をしていただければなと思います。

また、この25メートル走の秒数であるとか、そういうものも3年間で終わってはしましますけれども、やはりこの数値というのは、山梨県や全国の平均値があるかどうかはわかりませんけれども、もしあれば示してくれるという話が先ほどありましたけれども、そういうものがなくても、甲斐市の平均値というものが、この3年間だけではなくて今後続けていくことで何か見えてくるものもあると思いますので、そういう意味も含めて、また新たな展開ができればいいかなと思いますので、これは意見で結構です。よろしくお願いします。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で基礎体力を身につける遊びプログラムの実践事業の実績報告についてを終了いたします。

続いて、子育て支援課関係その他を行います。

何かございますか。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） 子育て支援課から、その他として2点ほどご説明をいただくことと報告事項がございますので、よろしくお願いをいたします。

まず1点目でございますけれども、子育て支援課で所管をして取りまとめております次世代育成支援行動計画というふうな子育てに関する行動計画書がございますけれども、その行動計画の関係が1点でございますので、まずご説明を申し上げます。

甲斐市では、子供が健やかに育つことができる環境を地域社会全体で支援していくために、平成17年度に前後期合わせて10年間というスパンの中で、次世代育成支援行動計画という計画を策定いたしまして、計画的な事業に取り組んでおります。

その中で、平成24年度は後期計画の中間年度に当たりまして、P D C Aサイクルによりまして、事業の進捗状況を把握したり、事業内容見直しを行うための満足度調査の実施が位置づけられておりまして、その調査を昨年の10月初旬にアンケート形式によりまして実施をしたところでございます。調査対象は、市内の約1,000世帯を対象に調査を行いまして、ゼロ歳から小学校6年生までの児童のいる世帯を対象といたしまして、行ったところでございます。調査の項目の内容につきましては、子育て支援サービス、それから仕事と家庭生活の状況、地域社会の子育て支援などに視点を置いて、実施をしたところでございます。

現在の進捗状況ですが、調査票の回収は全て終わっておりまして、今、その分析をかけておりまして、集計、グラフ化を今現在で終わっている状況でございます。

この調査結果を踏まえまして、今後、各担当課で実施している事業の検証と見直しを行う予定でございますけれども、その結果がまとまった時点で、また後日、厚生常任委員の委員さんの皆様には、ちょっと厚くなりますけれども、資料としてご報告をしたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。今のところ、アンケート調査をして今集計をしている、それから所管課で事業の練り直しをしているということの報告でございます。

次に、もう1点目でございますけれども、子育て支援課におきまして、3月の補正予算を予定しておりますので、その概要についてご説明を申し上げます。

先ほどの保坂議員からの将来的な計画というふうなところも踏まえてお話をさせていただきますので、ちょっと長くなるかと思いますが、お願いします。

まず児童福祉費でございますけれども、25年度に保育園の新規入園児童の増加に伴いまして、子供用の椅子、机等が若干不足しますので、その購入費として52万6,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、保育園建替事業でございますけれども、具体的には東保育園の建てかえ事業の事業費でございます。今、工事も終盤になっておりますけれども、当初の土地代と、それから物件補償の関係の予算でございますけれども、もう既に土地の買収も物件補償も終わっております、額が確定し、1,291万円ほどの残額が出ましたので、減額補正をさせていただくということが1点です。

それから、最後でございますけれども、こちらが今後の保育園整備の計画でございますけれども、保育園整備につきましては年次計画で整備を進めておるわけでございますが、具体的に、敷島保育園と子育てひろばの建設事業は、当初、平成24年度の予算に計上をして実施をするということで予定をしておりましたけれども、国において緊急経済対策のため、今国会、3月補正ということになりますけれども、国で補正予算を予定しているという状況でございます。これが成立した場合には、地方自治体において平成24年度に補正予算等で措置された事業費で25年度末までに完了した事業については、国交省の社会資本整備事業の交付金が受けられるというふうな制度がございます。本来、市が保育園を整備する場合には、全額市負担で、単独費用でやらなければならないわけでございますが、その国交省の交付金が受けられますと、事業費の50%をいただけるということと、しかも残りの残額も70から80%が交付税措置をしていただけるという、非常に有利な補助制度が急遽、降ってわいたように出てまいったわけでございますけれども、そういったことで、事業費の8割から9割方が国で見えていただけるということで、ぜひこの補助金を活用して整備を進めていきたいと考えておりますので、25年度の当初予算ではなくて、何とかこの3月の補正予算に繰り上げて計上をいたしまして事業を執行したいというふうに考えておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

また、3月の補正予算を議決いただけた場合には、速やかに設計委託の業務に入れるように、あらかじめ入札等の準備作業を進めさせていただきますけれども、議員各位におかれましては、ひとつご理解とご協力をお願いして、何とかこの有利な交付金をいただいて、敷島の保育園と同一敷地の中に子育てひろばを計画しておりますけれども、その事業を実施したいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

蛇足になりますけれども、この有利な制度が25年度も続くというふうな見込みでございますので、今後、北保育園と西保育園も25年度の当初のほうへ入れ込んで、ちょっと非常に作業量が多くなりますけれども、何とか子供の安全のために早期に整備を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

一言申し述べます。定例会の案件に対する質疑は、余り深く行わないようお願い申し上げます。

何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴の議員の質疑を終了いたします。

次に、委員より、子育て支援課関係で何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、以上で子育て支援課関係のその他を終了いたします。

ここで職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時31分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

それでは、長田係長、お願いします、

○保育係長（長田裕二君） 先ほど質問を受けました東保育園の屋根の雪どめですけれども、確認しまして、水下、あそこの屋根が全て片勾配ということで、一番勾配のかかっている屋根の端から30センチの位置に全て雪どめがついているそうです。

私、先ほど答弁いたしました外壁の名前ですけれども、私はセメントボードというふうな答え方をしました。正式名称については、抽出成形セメント板という材料だそうです。

以上です。

〔発言する者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 長田係長。

○保育係長（長田裕二君） また、では調べて。

○委員長（三浦進吾君） 次に、小宮山課長から、先ほどの御答弁をしていただきます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 先ほどの福祉課の説明の中の自殺の関係なんですが、人数ですが、統計資料のほうには1位から5位までしか載っていないくて、ここでちょっと数字のほうを発表いたしますけれども、20年度については15名、21年度が8名、22年度が19名の方が甲斐市内の自殺の方の人数となっております。

もう一度言いますと、20年度が15名、21年度が8名、22年度が19名です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 年代というか、わかりますか。

○委員長（三浦進吾君） 答弁を求めます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 年代まではちょっと把握はしておりません。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですね。

続いて、内容8、甲斐市第2次健康増進計画（案）意見提言について当局より説明をお願いいたします。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 大変ご苦労さまです。

15ページをお願いいたします。

甲斐市第2次健康増進計画（案）意見提言等についてというようなことで説明をさせていただきます。

この計画につきましては、昨年11月20日の本常任委員会で素案の内容を説明させていただきました。その後、意見提言等が1件ありました。また、パブリックコメントも1件ありましたので、本日、市の考え方も含めて報告させていただきます。

表のほうを見ていただきたいんですが、上の段の議会関係からの意見提言の概要ですが、高額治療費につながる糖尿病等について、発症を抑えるための栄養指導等の体制が十分につくられているか、特に高額治療費への直結を断ち切る保健指導体制をとという内容でいただいております。

右側の市の考え方ですが、アンケート調査も含めまして、糖尿病を初めとする生活習慣病

は、肥満を予防していくことが糖尿病等の発症を抑える対策として重要と考えております。今回の計画では、壮年期以降の重点目標に食事、運動を中心とした生活習慣の改善を図るための取り組みを掲げておりまして、栄養保健指導の充実を図ってまいります。また、日常生活の中で歩数をふやすための歩数マップの作成に取り組む予定であります。

下になりますけれども、パブリックコメントにつきましては、意見の概要ですが、敷島保健福祉センターの軽運動室の中の高齢者の健康増進のプログラムについて、高齢者が利用しやすい環境を整えてもらい、高齢者がより多く参加できるような教室を開催してもらいたい等の意見でありました。

右側の市の考え方ですが、市のほうについては、毎月幅広い年齢層を対象に、広報等を通じまして、各個人に合った運動プログラムの作成やストレッチ、リズム体操等の各教室の募集も行っています。この計画に、敷島保健福祉センターの軽運動室について、直接具体的な計算はしておりませんが、ご提言をいただいた内容をよく検討いたしまして、今後、高齢者を含む多くの市民の方に参加いただけるよう、プログラム、また内容等を考えてまいります。

以上の貴重な意見、ご提言を賜りまして、ご期待に沿えるよう努力するとともに、また5カ年計画で、来年度、平成25年度がスタートの年で進めていきますので、中間の時点での進捗状況等も報告させていただきますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） せっかくのパブリックコメントということで、意見を審議していただいて、よかったということなんですが、その市の考え方で1番のほうですけれども、肥満の人ほど多くなっていますというふうに指摘されているんですけども、実際には糖尿病は肥満だけではなくて、日本酒をたくさん飲む方に多いというデータもあるそうで、例えばお米のあれですよ。御飯をたくさん食べたり、それから、日本酒というのはエキスになっていくわけですね。それを毎日毎日晩酌して、1合とか2合とか、あるいはもっとということもあるんでしょうけれども、こうなると、ただ、肥満の人ほどというだけのいいかなと私はまた思うんですけども、だからといって、日本酒を飲んではいけませんとかと言

っているわけではないんですけれども、そういう定義もあるというか、日本酒の中に含まれる濃度というのもとても高いんだそうです。そういう人も、確かに肥満ではないけれども、糖尿病になるケースも多いというようなことをちょっと聞いたことがあるんですけれども、参考までに申し上げたんですけれども、そのあたりの把握はどうでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 統計的に、肥満の方に多いというふうなことも私どものほうは把握をしております。当然やせている方も、家族とか親戚の方に糖尿病の方がいると、糖尿病になる確率も高いというようなことも承知をしておりますけれども、健康増進計画ですので、糖尿病の早期発見とか予防とか、そういうことのためにこういうことをするというようなことをこの計画には載せたいと思っていますので、そんなふうな記載の方法をとっております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですね。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市第2次健康増進計画（案）意見提言についてを終了いたします。

次に、続いて、健康増進課関係その他を行います。

委員より、健康増進課関係で何かございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、健康増進課関係その他を終了いたします。

ここで職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時41分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

続いて、内容9、甲斐市第2期特定健康診査等実施計画（素案）についてを当局に説明をお願いいたします。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） こちらのほうの実施計画です。

甲斐市第2期特定健康診査等実施計画（素案）についてご説明いたします。

まず、表紙をめくっていただきたいと思います。

この計画は、第1章から第7章までの構成となっておりますので、その各所ごとにかいつまんだご説明をいたしたいと思います。

まず2ページをお開きください。

2の位置づけにありますけれども、この計画については、高齢者の医療の確保に関する法律を根拠としております。平成20年に老人保健法が改正され、高齢者の医療の確保に関する法律となりましたが、その内容として、後期高齢者医療制度、前期高齢者にかかわる保険者間の費用負担の調整の2本に足しまして、もう一つ、特定健診ということで、40歳以上の方を対象とする保険事業の義務化が定められたところによります。

次の4ページをお開きください。

第2期計画につきましては、第1期計画と目的については同様、腹囲、男性85センチ以上、女性90センチ以上などの内臓脂肪型肥満、いわゆるメタボリックシンドロームの減少を目指して、がん、心筋梗塞、脳梗塞などの生活習慣病の予防を進めるという趣旨が、この保険事業の内容であります。

今回の第2期計画につきましては、20年から今年度までの実績及び市民からのアンケート結果を検証しまして、25年からの5年間の計画を策定するものであります。

次に12ページをお開きください。

第2章としまして、20年からの受診状況、健診結果の状況等の分析が載せてあります。

下の表の上のほうです。これが特定健康診査の実施状況ということで、20年度からの目標数値43.3%から、最終年度、24年度が65%という目標値が定められていたんですが、それに対して、甲斐市の実績としまして23年度で44.2という実績でありました。これにつきましては、県下でも平均以上を行っておりますし、全国平均よりはかなり上回った数字ですけ

れども、目標にはかなり差があるような結果となってしまいました。

次の表の特定保健指導の実施状況につきましては、同じく24年度45%を目指しまして、23年度の実績としまして、目標が41%に対しまして47.5%と、こちらのほうは目標を達成しております。

次のページ、13ページ以降、メタボの出現率、あるいは保健指導の受診率等をグラフで示しておりますので、目を通していただきたいと思います。

次に、32ページをお願いいたします。

アンケート結果の様子でありますけれども、2,000通送付しまして回収率51%、1,062通の回答がありました。内容としましては、30歳、40歳代では健康に対する意識が低いこと、また年代にかかわらず、健診の重要性については、皆さん認識されているというようなことなどがわかりました。

次に、38ページをお開きください。

第3章としまして、第2期の計画の目標が示してあります。特定健診の受診率としまして、第1期では65%を最終年度の目標としておりましたが、今回、第2期につきましては、29年、最終年度の目標は60%、また特定保健指導の実施率におきましても60%という数字が、国が示しておまして、甲斐市もその数字に合わせまして今回の第2期計画を進めていきたいと考えております。

受診率におきましては、この60%を達成するためには、甲斐市におきまして毎年400人ほど受診者をふやしていかなければならないというような、ちょっと65から60%に下がった目標でありますけれども、かなり厳しい目標と言えると思っております。

次に、47ページをお願いいたします。

第4章としまして、特定健診、あるいは特定保健指導の実施方法について示してあります。スケジュール等、年間スケジュール、あるいは健診の流れ、また保健指導の流れ等について、検証した結果、新たに見直した計画となっております。

次に、60ページをお願いいたします。

60ページには第5章ということで、個人情報の保護について定めております。データの管理等について定めてありますが、下から3行目にありますが、今回、健診データ等の結果につきましては、保存年限5年ということを明示してあります。

次の、もう一つめくっていただきまして、62ページの第6章には、第2期計画の公表・周知について定めてあります。この計画が決定しましたときには、甲斐市のホームページに掲

載する、またパンフレットを作成しまして、個々世帯全戸に配布する予定であります。また、広報紙によりますPRもしたいと考えております。

もう一つページをめくっていただきまして、最後の第7章でありますけれども、第2期計画の評価及び見直しということで、これから進めていく計画のアウトプット、実施状況、アウトカム、成果等の評価しまして、見直していくことが書いてあります。

少し駆け足ですけれども、今回の素案の各章の内容の概要であります。

今後のスケジュールとしましては、2月8日、本日から2月末までパブリックコメントを募集しまして、3月中に策定したいと考えております。

皆様方のところに意見書の用紙が配付してあると思っておりますけれども、議員さん皆様のご意見につきましては議会事務局で取りまとめますので、2月18日月曜日までにご意見のほうを事務局のほうに提出していただければ幸いです。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） ただいま説明が終わりました。

素案については、先ほど課長のほうからもお話がございましたけれども、これより説明に対する質疑を行います。議員の意見、提言については、説明のとおり2月18日までに配付の用紙で提出していただき、3月の委員会で回答をいただく予定でございます。それを踏まえて、これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 第1期計画、先ほど12ページの説明の中で実施状況がありましたけれども、これに対して今度の新しい計画は65%という、国の参酌に基づいてやるということで、目標を立てるわけですが、これを見ていくと、年度ごとの対比をしていくと、22、23はほとんど横ばい状況ですよね。それで、なおかつ24は65%ですから、その年度の違を見ていくと、かなり割合が広がっていますよね。

それで、要はこの年度ごとにこれだけ開きがあるのに、さらに65%という目標設定が、国の方針に対して参酌して設定するとは言いながらも、その実現に関して、先ほどの説明の中

で400人やるのは非常に厳しいという状況を踏まえて、次の計画を立てるために、どんなことに取り組んで、このギャップを埋めていくところが大きな問題だと思うんですね。それで、第1の計画と次の計画に対する、細かいことはいいですから、どんなところに、基本において、この差を縮め、なおかつこの目標の65%に行くようにするのかという、その基本的な考えはどのように考えているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 57、58ページに受診率向上のための施策については書いてあるんですけども、58ページの表に箇条書きにしてありますけれども、未受診者の新規受診の働きかけとしまして、健診申込書送付時の受診啓発のためのパンフレット等の同封、商工会や愛育会等の地域団体・関係団体を通じた受診勧奨、未受診者の属性等の詳細な把握、前年度未受診者への個別勧奨、今まで、まず該当者全員に通知を案内するんですけども、それにこたえなかった方について、特に催促というか、勧奨を進めていきたいと考えております。また、そのためには、通知の中に甲斐市の受診結果の状況等も知らしめるようなことも新たにしていこうということなどを考えております。

今のところ、全く新規に受診される方については、5年間の計画の中で5回受ける方、4回受ける方、3回受ける方、2回受ける方、1回しか受けない方と、いろいろいるんですけども、全く受けない方を特にやはり開拓して、皆さんの意識を高めていかなければならないなということをこの計画を立てながら話しております。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今の説明で、いろいろな取り組みをお聞きしたわけですけども、前回、前期の、この前の計画のほかに、これは今までなかったものを新たに、その目標を達成するためにやるということは、一、二、ありますか。今までやらなかったこと新たに、この今後の目標に向かって取り入れた部分というのは。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 先ほども申したんですが、57ページ、最初に健診通知を出しまして、申し込みを受けて実施していくんですが、その健診申し込みのなかった方にもう一度、再度勧奨の通知を出していくというようなことを新たに考えております。また、この健診通知の内容について、甲斐市における受診率、あるいは保健指導の該当者の数とか、この健診

に関心を持っていただけるような内容、甲斐市の状況をこの通知の中に新たに取り入れて、皆さんこれだけ受けているんだよと、40%以上の方が受けているので、私も受けなければならぬとか、そんなようなことを啓発するようなことを考えております。

また、そういう方に、今までこの案内通知を出しまして、その答えてきた方には対応を一生懸命してきたんですけれども、最初に答えなかった方についても、そういう通知、あるいは電話等で新たな受診者をふやしていくということが必要だと考えております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市第2期特定健康診査等実施計画（素案）についてを終了いたします。

続いて、内容10、甲斐市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予に関する要綱（案）についてを当局より説明をお願いいたします。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 17ページをお開きください。

甲斐市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する要綱（案）についてご説明いたします。

この要綱は、被保険者が医療機関等の窓口で支払う一部負担金の減免等について定めるものであります。

生活困窮者に対する一部負担金の減免等については、従前より国民健康保険法第44条で、できる規定で定めがあったわけですけれども、国のほうで、厚生労働省から平成22年にその取り扱いについて具体的な適用基準を示しております。また、その際、減免した際の特別調整交付金による2分の1補填というような国の方針も示されているところであります。

この要綱の概要としまして、免除に該当する世帯につきましては、災害、不作、廃業、失業などにより生活が著しく困窮し、一部負担金の支払いが困難と認められる世帯で、なおかつ入院患者がいること、また1カ月の収入が生活保護基準以下であることと、預貯金が生活保護基準の3カ月以下であることなどがいずれも該当する世帯が対象となります。

次を開いていただきまして、19ページを見ていただきたい思います。

第5条に、減免の基準が示してあります。適用区分としまして、実質収入月額が生活保護基準の100分の110を乗じて得た額を超え、100分の120を乗じて得た額以下が、5割減額。また、生活保護基準を超え、100分の110を乗じた額以下が、7割減額。生活保護基準以下の場

合は全額免除というような3段階の減免の割合が示されております。

この5割減額、7割減額につきましては、甲斐市独自の制度でありまして、国が示しております基準については、一番下の生活保護基準以下のものを対象に下さいという国の基準がありまして、それよりも今回の案は緩和した内容となっております。また、先ほど申しました国の2分の1の特別調整交付金の対象となるのは、この一番下の生活保護基準以下の免除、これのみになります。

その次の第6条に減免の期間が定めてありますけれども、原則的には減免期間3カ月ですけれども、また市長が認めるときには、なお3カ月以内を限度として延長することができるというのを定めてあります。

次の7条が、徴収猶予に関するもので、徴収猶予の期間に関しましては、申請のあった月を含めて、徴収猶予につきましては6カ月以内を限度とするということが7条に定めております。

この要綱につきましては、平成25年4月1日から施行を予定したいと考えております。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 甲斐市独自のとさっきおっしゃったんですが、ここに至ったものももうちょっと話を聞かせていただきたいと思いますが。どうしてするかということをもうちょっと。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 国の基準は、生活保護基準以下ということが示しているわけですが、国としましては、それまでも今まで独自にこういう減免をしてきた市町村に対しまして、今までよりも基準を下げてはいけませんよというような通知が入っておりまして、山梨県内におきまして、やはり5割、7割、あるいは8割というような減免基準を設けているところが多いということで、甲斐市につきましても、国の免除よりも少し手厚い基準を設けるということで案を出してみました。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） このことをすることによって、何人ぐらいが該当して、どのぐらいの予算措置みたいなことが必要だと試算しているのか、もしあったら教えてもらいたいです。大体でいいですけども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） この一番難しいのは、入院している患者がいなければならないというような制約がありますので、そういう場合と生活が困窮したという時期がぶつかった場合に該当するということで、今まで、県内の先進している、制定しているところを見ますと、年間あるかないかというような、極めて少ないのではないかなと予想しております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） すると、特別これに関して予算措置みたいなのを考えなくても大丈夫なのか。その辺はどうなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） この窓口一部負担金につきましては、高額医療費がもちろん該当したその後の一部負担金となりますので、平均で8万円とか、そのまた半額は国から返ってくるというようなことでありますので、比較的にはそんなに負担が少ないんじゃないかなと考えております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうすると、例えば保険料には跳ね上がらないというか、返らないということで、そういうあれでいいですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 1世帯の方が該当しまして、3カ月間、例えば8万円の免除をしたということになりますと、24万円の負担と、それに対してまた半分は国から特別調整交付金で返ってくるということなので、甲斐市の国民健康保険の会計を圧迫するということは考えておりません。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で甲斐市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予に関する要綱制定についてを終了いたします。

続いて、保険課関係その他を行います。

委員より、保険課関係で何かございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、以上で保険課関係その他を終了いたします。

ここで職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時08分

再開 午後 4時10分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

続いて、内容11、甲斐市バイオマス活用推進計画（案）について当局より説明をお願いします。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） こんにちは。環境課ですが、よろしく願いいたします。

1点お断りを申し上げます。笹本部長は、1月初めから傷病休暇をいただいております。本日、欠席させていただいております。私と係長でご説明させていただきますが、よろしくご了承をお願いいたします。

それでは、甲斐市バイオマス活用推進計画について説明をさせていただきます。

資料の22ページをお開きください。

別に、別冊として計画案をお配りさせていただいておりますが、後ほど説明をさせていただきます。

まず22ページですが、1の計画の位置づけにありますとおり、甲斐市バイオマス推進計画は、国のバイオマス活用推進基本法に基づくものでありまして、また平成24年3月に策定い

たしました甲斐市環境基本計画におけます再生可能エネルギーの利用促進、それから地球温暖化防止等の分野について、具体的方向づけを行う取り組みの1つとなるものであります。

2の計画の目的としましては、そこに地球温暖化の防止、リサイクルシステムの確立等の項目等を挙げさせていただいております。これらを目的としております。

3の計画の構成として、内容を集約して記載させていただきましたが、後ほど別冊のほうで説明いたします。

4の計画の内容につきましても、別冊の計画案で説明をさせていただきます。

5の今後のスケジュールであります。議員の皆様には、今月18日までにご提言等をいただくことをお願いしたいと思います。別紙を事務局のほうで用意させていただきました。また、今月21日開催予定の厚生環境常任委員会で、その内容につきまして再度説明、確認等をさせていただきますことをお願いいたしまして、ご了承をいただきたいと存じます。並行いたしまして、今月の甲斐市環境審議会にもご提案をさせていただきます。その後、3月15日までパブリックコメントを行いまして、3月の環境審議会でも再度、成案的な内容をご審議いただきまして、3月末、今年度中の策定に至りたいと考えております。

この計画につきましては、昨年10月26日、10月の厚生環境常任委員会で概要を説明させていただいておりますので、重複する内容といたしまして今回の資料には記載いたしませんでしたが、いずれにしても、甲斐市は2つの広域行政組合でゴミ処理を行っておりまして、通常においてもゴミ処理経費が割高な傾向にあるということに加えて、2つの広域行政組合とも施設改修の整備等の課題を抱えておりまして、多額の負担金支出が見込まれております。甲斐市といたしまして、ゴミの減量化に鋭意積極的に取り組まなければならない状況の中で、本計画を指針としまして有効な道筋を見きわめる判断材料にするとともに、有利な国等の補助事業があった場合には、市の姿勢を明確にアピールするという素地を確立することにもなるとともに、補助制度等があった場合、採択に向けての有利な状況を確認しておくという面も見据えての計画策定ということを改めて申し上げさせていただきたいと思っております。

それでは、別冊のほうの計画案のほうで説明をさせていただきますので、別冊計画案の1ページをお開きください。

まず、バイオマスという用語の意味を改めて確認させていただきたいと思っております。

見出しに1.1.1、バイオマス活用の必要性と意義とありますが、その下の行をちょっと朗読させていただきます。「バイオマスとは、生物資源（b i o）の量（m a s s）を表す概念であり、動植物に由来する有機物である資源で、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石

炭（化石資源）以外のものを指します」ということで、ご認識をお願いしたいと存じます。

戻って、左の目次をごらんいただきたいと思います。

計画の構成としましては、1から7の番号が振ってあります。7項目の区分によります。1が計画策定の背景・趣旨、2が甲斐市の現状、3がバイオマス活用の現状、4がバイオマス活用の取組方針、5が計画の推進、6が計画の進捗管理、利用目標とか管理の指標です。7が効果の検証という、この7つの組み立てとなっております。

時間の都合上、ポイントでご説明させていただきますので、9ページに飛びます。9ページをお開きください。

9ページに、計画期間ということで掲載いたしました。

計画期間は、25年度から34年度までの10年間とします。30年度に、その前の5年間の状況を踏まえまして、見直しを予定しております。

以下、今度は計画の内容に入りますけれども、やはりポイント的にご説明させていただきますが、ポイントを3つ挙げさせていただきたいと思います。

1つは、甲斐市内にバイオマスの量がどのくらいあるかという把握が1つです。

2つは、そのバイオマスの量を把握した後、どの分野を重点として、計画として方向づけを行っていくかということが2つ目。

3つ目は、その計画の方向づけに基づいて、最終的にどの程度バイオを活用するという目標を設定するということ。この3つをポイントにしたいと思います。

繰り返しますと、バイオの現在の量の把握、それから重点分野の方向づけ、それから活用についての目標設定ということを中心に説明させていただきます。

それで、恐れ入ります。今度は20ページをお開きください。

ここでちょっと耳なれない用語になりますが、賦存量ということについてご説明いたします。

見出し3.2.1の賦存量とはの下にありますとおり、賦存量とは、利用の可否にかかわらず1年間に発生、排出される量で、理論的に求められる潜在的な量ですということで、ご認識をいただきたいと思います。

それでは、本市においてどのような賦存量があるかというものを整理した表が、隣の21ページの表、地域のバイオマス賦存量及び現在の利用状況の表でございます。大変字が小さくて見にくくて恐縮なんですけれども、説明はその後ろにあるんですが、とりあえずこの表で説明をさせていただきます。

見出しを、ちょっと小さくて恐縮ですが、見ていただきたいんですけれども、見出しの項目につきましては、それぞれのバイオマス資源について、表の上の項目として、賦存量、それから変換・処理方法、現在の利用量、利用販売の内容、利用率ということで、表を整理しております。

項目内に、湿潤量、炭素換算量という用語もありますが、これにつきましては、ページの一番下に説明を付記いたしました。解説のところなんですけれども、湿潤量とは、バイオマスが発生、排出された時点の水分を含んだ現物の状態での重量。炭素換算量とは、バイオマスに含まれる元素としての炭素の重量で、バイオマスの湿潤量から水分量を差し引いた乾物量に炭素割合を掛けて求めたものということで、物質によりまして、水分の量が相違しまして比較しにくいので、比較のため最終的に炭素換算量に置きかえております。

そのような内容の中で、甲斐市で確認できるバイオマスとしましては、一番左の列に記載をしておきましたけれども、黄色と緑の区分けになります。まず黄色の廃棄物系バイオマスです。大見出しでいきますと、家畜排泄物、食品系廃棄物、廃食油、廃棄紙というような紙です。建設発生木材、製材残材、剪定枝・刈草等、下水道処理の汚泥というようなもので整理させていただきました。

この黄色の部分は、確認できたバイオマスというようなくりで整理しております。この確認できたという意味は、この賦存量を把握するにつきまして、昨年11月に本計画のコンサルタントを委託しております日本有機資源協会が市内で調査を行いまして、各種統計や、畜産とかそういう実施中の事業につきまして関係者へのヒアリング等も行いまして、必要な場合は、統計的な推計手法等も交えまして、賦存量、利用量、利用率を算出したものであります。

緑色の未利用バイオマスとしまして、稲わら、もみ殻、麦わらとありますけれども、こちらにつきましては、現に存在したり、また利用実態が見られるわけではありますけれども、明確な利用が確認できなかつたり、甲斐市全体として算出が難しい面があるということで、未利用バイオマスとして整理しまして、主に統計的な手法、統計値等を把握した中で推計した理論値として、提示させていただいております。

これが、ポイントの1つ目の市内のバイオマスの量であります。

続いて、27ページをお開きください。

ポイントの1つ目として賦存量を把握し、次に、これからどのような方向づけを行っていくかということのポイントの2つ目としたいと思います。

27ページの表、甲斐市バイオマス活用推進計画における重点施策というような表がありますが、その3行目、分類、施策、バイオマスという左の見出しがありますが、バイオマス、3行目の行を見ていただきたいと思います。

これを横で見ていただきますと、食品系廃棄物、廃食油、家畜排泄物、紙ごみ、木質バイオマス、菜種・大豆等というものがあります。これらにつきまして、賦存量の内容に鑑み、重点施策として方向づけを行ってまいりたいと思います。

めくっていただきまして、28ページをお開きください。

以下、計画ということですので、方向づけが大切でございます。

28ページから33ページまで、方向づけということで、ここが計画の一番ポイントになると思いますので、朗読してちょっとご説明したいと思います。

28ページの食品系廃棄物、生ごみの活用ということです。

家庭や給食センター等の事業所から排出される食品系廃棄物、生ごみは、分別の徹底と収集に対する市民や事業者の理解・協力・参画の醸成に取り組むとともに、効率的で安全に回収する方法や体制の整備を進めますという方向づけを、あと2行ありますけれども、ちょっと省略させていただきまして、そのような方向づけを行います。

29ページの廃食油の活用につきましては、廃食油は、既に取り組んでいる民間事業者とも協働し、BDF、車両等の燃料としての利用を推進します。また、廃食油の収集について、効率的かつ計画的な方法を検討しますという方向づけを行いたいと思います。

めくっていただきまして、30ページをお願いいたします。

家畜排泄物の活用。家畜排泄物は、現在取り組まれている堆肥化による肥料としての農業等での利用を継続推進するとともに、コスト等の課題に留意しながら、食品系廃棄物、生ごみとの混合処理も含めて、メタン発酵によるエネルギー及び液肥利用の可能性を検討します。

そのような内容で、紙ごみの活用につきましても方向づけを行いまして、めくっていただきまして、32ページをお願いいたします。

木質バイオマスの活用ということで、現在取り組んでいる剪定枝等のチップ化事業を継続推進するとともに、切り捨てられている間伐材をまき・チップ・ペレット化し、市内の温泉施設等熱利用施設へのボイラーやストーブ等の導入と燃料としての利用を推進します等の方向づけを行ってまいります。

33ページの耕作放棄地の活用につきましても、記載のとおりの方角づけを進めてまいりたいと思います。

以上の方向づけを行った中で、計画としまして目標を掲げました。これが、3つ目のポイントになります。

37ページをお開きください。

37ページは、計画の進捗管理ということで、バイオマスの利用目標というものを設定させていただきたいと思います。

これらにつきましては、国のこの計画の作成指針等の内容の中で目標設定するようというような内容もあります。

この37ページの表の一番右の列、字が小さくて恐縮ですが、利用率とあります。利用率の目標と、それから現在の率を対比したものであります。

例えば、黄色の行から6行下になりますが、これは一般廃棄物系厨芥類ということで、一般家庭・給食残渣等の内容ですけれども、現在の0.4%を10年後に30%まで高めたいと考えております。

また、下から3行目になりますが、間伐材については、現状の0%を80%にまで高めたいと考えております。

なお、この目標設定につきましては、具体的に積算根拠があつてこういう数字を定めたということではありません。現在の利用状況や技術展開の予測、それから10年経過した場合の希望的目標等の要素も含んでおります。そのような状況の中に、コンサルのアドバイス等も勘案しまして、環境課で総合的に判断して目標値を設定させていただきました。

この目標につきまして、簡単ではありますが、次のページに内容をちょっと触れております。

例えば、38ページの(1)食品系廃棄物につきましては、先ほど0.4から30%というようなことだったのですが、ちょっと朗読しますと、「既に取り組が進んでいる産業廃棄物系の食品残さは、食品リサイクル法遵守の観点からも継続して利用を推進し、利用率80%を目指します。利用が進んでいない一般家庭や給食由来の生ごみについては、市の補助によるコンポスターや生ごみ処理機によるリサイクルの推進とともに、分別回収を推進して堆肥化により地域内での利用を行い、利用率30%を目指します」というようなことで説明をさせていただきます。

39ページの一番上の5、木質バイオマス、林地残材につきましては、現在ほとんどが切り捨て、残置されている間伐材については、林地からの排出を推進し、まき・チップ・ペレット化して、ボイラーやストーブの燃料としての利用を行い、利用率80%を目指しますという

ことで、ちょっとこの80%は高いというようなイメージもあるかと思いますが、現在1年間に把握されます賦存量を、例えば公共施設、ある施設にペレットストーブ、もしくはペレットボイラー等を導入した場合、80%ぐらいは消化できるというような見込みはありますので、そのような内容から80%というような率を目標値として掲げました。

時間の都合上、ポイントを絞ってご説明をさせていただいたんですけども、いずれにしても、バイオマスの現在の量の把握、それから重点分野の方向づけ、活用についての目標設定ということがポイントになると思います。

個々の内容につきましては、議員の皆様それぞれご意見をお持ちのことと存じますが、バイオマスにかかわります初めての計画でありまして、中間における見直しも重要になると考えます。先ほども、中間年での見直し等も説明したわけですけども、スタートとしましては、このような内容で計画づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご審議のほどをよろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

先ほど長田課長のほうから、これらの説明に対する質疑を行います。議員意見、提言については説明のとおり、2月18日までに配付の用紙で提出いただき、次回の委員会で回答をいただくという予定になっておりますので、そのことを踏まえて、これよりただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

小澤副委員長。

○委員（小澤重則君） 策定に当たって、環境審議会での協議が何回されたのか、また委員からの意見は主にどんなものがあつたか、教えていただけますか。10月末からやっているんですよね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） この計画につきましては環境審議会の説明は、策定をするというような内容のみでございます。今月の14日に第2回目の環境審議会を行いまして、そこで、この素案をご説明させていただきたいと思っております。先ほど申しましたとおり、3月にもう一度成案のご審議をいただくという予定になっております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 38ページ、重点施策の利用目標というところの1番の生ごみというところですか。

この点については、もう前々から非常に地域やいろいろなところでやってはきていますよね。やってきているんですけども、利用が進んでいない一般家庭や給食の生ごみについて、市の補助によるコンポスターや生ごみ処理機によるリサイクルの推進がまだというようなことですか。やはりこれはお金がかかるからかなと思うんですけども、分別回収を推進して、堆肥化により地域内での利用を行い、利用率30%を目指しますというところで、30%でいいのかななんて思ったりするんですけども、私たちが普段生活をやっているのでは、月2回の、地域の中で新聞だとかそういうものを出したり、紙を分別したりして、やってきてはいるんですけども、そういうことでまだまだ足りないということなのかなと思ってみたい、もうちょっとこの辺のところを少し説明加えていただけますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 先ほど申しましたとおり、広域等の関係の中で、ごみの減量化を積極的に図っていかねばならないというところで、既にリサイクル品については、リサイクルステーション等の内容の中で進めております。

それでも、なおかつ一層の減量化を図っていかねばならないということに着眼しますと、ごみの総量の中に含まれております生ごみが約30%から40%含まれていると言われておりますが、その部分の減量化を図ることが有効ではないかという内容もございます。

それで、今日現在いろいろな事務作業も進めているわけですが、また近々、予算等の内容の中でもまたご説明できる部分もあるかとは思いますが、その今現在申し上げられることは、ごみの構造的な比率を占めている生ごみにつきまして着目していきたいということは考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） 今のご意見ですが、私はむしろ生ごみは大変少なくて紙が圧倒的に多いなど。要するに印刷物、どこでもそうですけれども、うちでもやはりこういう紙はたまるし、いろいろと見学に行きますと、圧倒的に多いのが8割方紙だと思うんですけど

ども、その点はどういうふうに考えている。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 私ども、生ごみにも着目しておりますが、紙ごみもまたリサイクルのほうに回していかなければならないことを思っております。この2方面につきまして、今ちょっと具体的なことは申し上げられないと思っておりますけれども、そちらの方面につきまして、主力に環境課としては取り組みたいということを考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

清水議員。

○議員（清水正二君） ちょっとお聞きしたいんですけれども、この利用目標というところがあって、例えば、今言われた生ごみの利用目標の中に、紙ごみとの混合処理とメタン発酵によるエネルギー化と液肥利用の可能性についても検討しますということなんですけれども、こういったものというのは検討しますという形なんだけれども、検討するのは、施設の部分までこの検討というものに入ってくるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） ちょっと説明を落としましたけれども、20ページの表が、日本の全国的な内容の中でのバイオマス利用技術ということで、この20ページの表の右の列に実用化、研究、実証というようなことで、ちょっと整理させていただいております。

検討という意味は、当然有効なものであれば実用化も図っていくということも検討するというような内容の中で、またその技術の把握ということについても、いろいろ資料等も集めて総合的に検討するというような意味合いで、掲載させていただきました。

よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 名取議員。

○議員（名取國士君） 39ページで、剪定枝の関係なんですけれども、今やっている剪定がど

のぐらい行っているかわからないんだけど、何%、これには60%を目指すとあります。
また、その下にバイオマスの発電のコジェネレーションの可能性と、このところはちょっと
とどういうあれなのか、ちょっとわかる範囲でいいんだけど。

○委員長（三浦進吾君） 休憩いたします。

休憩 午後 4時39分

再開 午後 4時40分

○委員長（三浦進吾君） 再開いたします。

答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 大変失礼いたしました。

今、廃棄物系の国の補助制度の傾向が、発電関係に向いております。いろいろなガス化等を
図りまして、それを発電に利用するというようなことに補助の対象が向けられております
ので、傾向としては発電等の内容があるという意味でございます。バイオマスを活用した発
電というところにあると思います。

○委員長（三浦進吾君） 名取議員。

○議員（名取國土君） これは国等も力を入れてくれているので、こういうものも取り入れた
く、そういうことをもって、この発電・コジェネレーションというのを取り入れるというこ
とですね。そう捉えていいんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 39ページの5の①にありますとおり、可能性についてもという、
検討しますということで、確定的には申し上げられませんけれども、有利な内容の中で実現
できるものであれば、それは検討に値するものだと思いますし、正直申しまして、今の状況
では補助を導入するような下地もありませんので、今のところは何とも言えませんが、とに
かく10年間の間に検討をしてまいりたいということでもあります。

よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市バイオマス活用推進計画（案）についてを終了いたします。

続いて、内容12、地域主権一括法に伴う専用水道等の事務移譲について当局より説明をお願いします。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） それでは、資料の23ページをお開きいただきたいと思います。

地域主権一括法に伴う専用水道等の事務移譲についてご説明いたします。

1の経緯であります。ほかのものと一緒におり、25年4月1日以降に専用水道及び簡易専用水道に係る事務が県から全ての市に移譲されます。また、飲用井戸等水道法等の規制の対象とならない水道衛生対策についても、市が実施することが適切であることから、県の指導要領が改正され、市で実施することになります。それで、今から申し上げます3つの関係要領を制定させていただくということでもあります。

23ページの下の参考の部分をごらんいただきたいと思います。

水道につきましては、水道法が適用される水道と水道法が適用されない水道に分かれます。水道法が適用される水道につきましては、そこに掲載してありますとおり4つの区分がありますが、専用水道と簡易専用水道、網かけのものが移譲される事務となります。水道法が適用されない水道につきましては、そこに3つのくくりをご説明しましたが、一応要領としては1つのくくりで飲用井戸等ということで、県の指導要領が改正されまして、市で実施することになります。この3つの区分について、要領を制定するものであります。

それで、また中段に戻りますが、①の専用水道とはというところから内容をご説明してありますが、例えば、専用水道とは、100人を超える人の居住に必要な水を供給する水道施設、また1日20トンを超える給水能力を持つ水道施設ということで、簡易専用水道とは、水道事業の水のみを受水している施設で、受水槽有効降水量が10立米を超える施設、飲用井戸等とは、水道法等で規制を受けない飲用井戸及び水道施設。これらにつきましては、事務移譲等がされますので、要領を制定するというので、ページをめくっていただきまして、24ページをお願いいたします。

専用水道につきましては、日本航空学園1カ所であります。

簡易専用水道、井戸等の内容につきましては、そこに列記の内容でございます。

事務移譲の内容としましては、また次のページ等で申し上げますけれども、専用水道につ

きましては、設置工事前に工事設計書を審査する、確認するということ、給水開始前の届出や記載事項変更届けの受理等の内容です。

簡易専用水道につきましては、設置者から報告徴収する、立ち入り検査、改善の指示等の内容を定めます。

飲用井戸等につきましては、飲用に供する井戸等及び水道法等の規制を受けない水道の把握や適正管理、定期的な検査等を定めます。

25ページからが、それぞれ定める要領案でございます。

特徴的なところをちょっと申し上げますと、例えば25ページの甲斐市専用水道管理指導要領につきましては、2条で、指導、助言ということをやっておりますが、これは水道法を受けておまして、水道法のほうではできる規定等の内容になっておりますので、改めて要領で行うものとするというような定め方をしているものであります。

あと、見出し等を見ていただきますと、一般的に報告の徴収等、立ち入り検査等の、それからめくっていただきまして26ページに、専用水道指導台帳を備えるというような内容もあります。また、汚染事故の対応等の内容がございます。

27ページの簡易専用水道管理指導要領につきましては、3条で簡易専用水道の把握等というような内容があります。こちらにつきましては、前の専用水道は、水道法に定めがありまして、専用水道は工事の際、許可を受けなければならないということがありますけれども、簡易専用水道は、水道法に工事の際の許可規定がありません。実際には、水道加入の際に建築確認や開発申請等の内容の中で情報を得ることは可能なんですけれども、強制力のある内容ではありませんので、要領のほうで協力を依頼するものというようなことを規定しております。

あと、また見出しを見ていただくとおり、検査結果の把握等とか、ページをめくっていただきまして、報告の徴収、立ち入り検査等の規定をこの要領では定めます。

29ページの飲用井戸等衛生対策指導要領につきましては、4条で実態の把握等に努める旨を規定しますとともに、台帳整備に努めることと、それから必要に応じて検査を行うこととこのを規定します。

めくっていただきまして、30ページの飲用井戸等の管理及び水質検査等につきましては、飲用井戸の設置者に対しまして、管理、水質検査を指導する内容であります。

また7条には、汚染の場合の対応というようなことで規定をいたします。

3要領とも、平成25年4月1日からの施行といたします。

甲斐市役所としましては、水道局があるわけなんですけれども、従前から、衛生対策という関連で環境課がこの専用水道等の内容を所管しておりますので、所管は環境課となります。実際、事例があった場合の対応としましては、水道局と協議をいたしまして、技術的な資格等が必要な場合もありますので、そこは応援を得るといような段取りとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

説明に対する質疑を受けます。

質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

清水議員。

○議員（清水正二君） 簡易専用水道のことで、先ほど、これも今度は環境課のほうでということ、当然、水道法で水道施設というか、給水装置をするとき、本市では今は水道事務所で受け付けをしているわけですね。それを、その中の受水槽とか、10トン以上のものについて管理するということ、そういうものが定期点検とか法定点検とかと、そういうものがある、そういうものも管理するということですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 市が管理するということではなく、管理するのは受水槽等の設置者であります。市のほうでは、要領に基づきまして指導を行っていくという、把握に努め、指導を行っていくという内容でございます。

○委員長（三浦進吾君） 清水議員。

○議員（清水正二君） 把握ということなんだけれども、何かそういった報告とか、そういうことを受けなければ、そういうものを環境課のほうで、それをするということですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 27ページの第3条で先ほど説明しましたとおり、簡易専用水道につきましては、工事の際の許可という段取りがありません。実態的に、水道局へ水道加入する申請の場合や開発申請等の内容のほうから情報をいただいたりして、把握に努めてまいり

たいと思っております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で地域主権一括法に伴う専用水道等の事務移譲についてを終了いたします。

続いて、環境課関係のその他を行います。

委員より、環境課関係で何かございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、以上で環境課関係その他を終了いたします。

引き続き、内容13、その他を行います。

委員会関係で、委員より何か、その他でございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、事務局、ございますか。

小澤係長。

○書記（小澤 明君） 環境常任委員会ではなくて、議員さん全員のことになりますけれども、

来週の12日火曜日になりますけれども、市議会議長会の研修会が行われます。バスで行かれる方は9時20分、1階ロビー集合でございます。直接行かれる方につきましては、アピオのほうに、10時から始まりますので10時前までには来ていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 興石事務局。

○書記（興石文明君） 次回、定例会前の常任委員会ですけれども、既に連絡してありますが、

2月21日金曜日1時30分からになりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） ほかになければ、以上で、その他を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時54分